

第 5 7 号 議案

東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）
の制定に伴い、保育料の額を改定する等のため提出します。

東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例の一部を改正
する条例

東京都台東区立幼稚園保育料及び入園料条例（平成19年10
月台東区条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都台東区立幼稚園保育料条例

第1条を次のように改める。

（保育料）

第1条 東京都台東区立幼稚園の保育料は、別表に定める額とす
る。

2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に、小学校の
第1学年から第3学年までに在学し、又は幼稚園その他の台東
区教育委員会規則で定める施設等に在籍し、若しくは当該施設
等を利用している児童（以下「対象児童」という。）が2人以上
いる場合においては、当該世帯の対象児童のうち、最年長の児
童（同一年齢の児童が2人以上いるときは、そのうち1人とす
る。）以外の児童に係る保育料の額は、当該児童1人につき、次
の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす
る。

（1）最年長の児童の次に年長の児童（同一年齢の児童が2人
以上いるときは、そのうち1人とする。） 別表に定める額の
2分の1に相当する額

（2）前号に掲げる児童以外の児童 無料

第2条（見出しを含む。）及び第3条（見出しを含む。）中「保

育料等」を「保育料」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

各月初日の入園幼児の属する世帯の階層区分		保育料月額（幼児単位）
階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	600
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	1,500
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯	2,500
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	3,300
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	4,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯	5,100
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯	5,900
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,800円以上148,700円未満である世帯	6,600

D 11	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 148,700 円以上 188,800 円未満である世帯	7,300
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 188,800 円以上 216,200 円未満である世帯	7,400
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 216,200 円以上 242,100 円未満である世帯	
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	7,500
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	7,600
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	7,700
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	7,800
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	7,900
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	8,000
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	8,100
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	8,200
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	8,300
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	8,400
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	8,500
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	8,600

備考

- 1 この表において「区市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、台東区教育委員会規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分に係る保育料について適用し、施行日の属する月の前月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の属する年度における保育料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

各月初日の入園幼児の属する世帯の階層区分	保育料月額（幼児単位）
----------------------	-------------

階層区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0
B	A階層を除き当該年度分の区市町村民税非課税世帯	
C	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	
D 1	A階層を除き当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円未満である世帯	
D 2	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が9,500円以上18,700円未満である世帯	
D 3	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が18,700円以上27,900円未満である世帯	600
D 4	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が27,900円以上37,100円未満である世帯	1,500
D 5	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が37,100円以上45,900円未満である世帯	2,500
D 6	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が45,900円以上65,800円未満である世帯	3,300
D 7	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が65,800円以上85,900円未満である世帯	4,200
D 8	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が85,900円以上105,900円未満である世帯	5,000
D 9	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が105,900円以上125,800円未満である世帯	5,400
D 10	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が125,800円以上148,700円未満である世帯	5,800
D 11	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が148,700円以上188,800円未満である世帯	6,100
D 12	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が188,800円以上216,200円未満である世帯	6,200
D 13	当該年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が216,200円以上	

	242,100 円未満である世帯	
D 14	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 242,100 円以上 268,200 円未満である世帯	
D 15	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 268,200 円以上 294,200 円未満である世帯	6,300
D 16	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 294,200 円以上 320,100 円未満である世帯	
D 17	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 320,100 円以上 343,500 円未満である世帯	6,400
D 18	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 343,500 円以上 356,500 円未満である世帯	
D 19	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 356,500 円以上 369,400 円未満である世帯	
D 20	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 369,400 円以上 434,500 円未満である世帯	6,500
D 21	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 434,500 円以上 499,500 円未満である世帯	
D 22	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 499,500 円以上 552,900 円未満である世帯	6,600
D 23	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 552,900 円以上 606,300 円未満である世帯	
D 24	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 606,300 円以上 659,700 円未満である世帯	
D 25	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 659,700 円以上 713,100 円未満である世帯	6,700
D 26	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 713,100 円以上 766,500 円未満である世帯	
D 27	当該年度分の区市町村民税のうち の所得割課税額が 766,500 円以上 である世帯	6,800

備考

- この表において「区市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいう。

- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等の額によって課する市町村民税をいう。
- 3 この表において「所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得によって課する市町村民税をいう。ただし、当該市町村民税の額を計算する場合には、台東区教育委員会規則で定める規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額に係るこの表の適用については、「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。